



最高裁秘書第863号

平成30年3月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

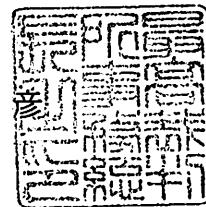
諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第86号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成30年2月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

2月27日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「第71期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数は法5条1号に該当しない点で、不採用者名簿について不採用者の人数が分からないように全面的な黒塗りとしたのは不当である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第71期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月18日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 第71期司法修習生採用選考における不採用者は少數であり、不採用者名簿中の表題を除く部分を明らかにすると、不採用者が特定される可能性や不採用となった理由が特定される可能性があり、同部分は全体として不採用者の個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号）に相当することから、不開示とした。

イ よって、本件対象文書を一部不開示とした原判断は相当である。